令　和　７　年

第２回海老名市議会定例会

議　案　書

議事日程第１号（令和７年第２回海老名市議会定例会第１日）

令和７年５月３０日（金）午前９時３０分開議

日程第１	報告第２号	継続費繰越計算書について（えびなこどもセンター空調改修事業費ほか２件）
日程第２	報告第３号	公共下水道事業会計継続費繰越計算書について（国分一号幹線排水路改修事業費）
日程第３	報告第４号	繰越明許費繰越計算書について（健康管理システム標準化作業委託ほか２７件）
日程第４	報告第５号	公共下水道事業会計予算繰越計算書について（汚水管渠整備事業費ほか１件）
日程第５	報告第６号	事故繰越し繰越計算書について（海老名市立有鹿小学校用地取得）
日程第６	議案第４５号	海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第７	議案第４６号	海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正について
日程第８	議案第４７号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について
日程第９	議案第４８号	物品の取得について（北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール））
日程第１０	議案第４９号	物品の取得について（化学消防ポンプ自動車Ⅱ型）
日程第１１	議案第５０号	物品の取得について（令和７年度教育用タブレット端末等）
日程第１２	議案第５１号	工事請負契約の変更について（市道３号線斜面地安全対策工事）

日程第１３　議案第５２号　市道の路線認定について（市道２７７４号線）

日程第１４　議案第５３号　令和７年度海老名市一般会計補正予算（第２号）

報告第２号

継続費繰越計算書について（えびなこどもセンター空調改修事業費ほか２件）

令和６年度海老名市一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により報告する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

令和６年度海老名市一般会計継続費繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2　総務費	1　総務管理費	えびなこどもセンター空調改修事業費	184,732,000	129,432,000	0	129,432,000	50,860,000	78,572,000	78,572,000	24,372,000	0	54,200,000	0
8　土木費	2　道路橋りょう費	市道３号線斜面地安全対策事業費	343,000,000	123,500,000	36,423,000	159,923,000	119,884,400	40,038,600	40,038,600	138,600	15,000,000	24,900,000	0
8　土木費	2　道路橋りょう費	かしわ台跨線橋補修事業費	117,700,000	63,800,000	0	63,800,000	0	63,800,000	63,800,000	310,000	35,090,000	28,400,000	0
合計			645,432,000	316,732,000	36,423,000	353,155,000	170,744,400	182,410,600	182,410,600	24,820,600	50,090,000	107,500,000	0

報告第３号

公共下水道事業会計継続費繰越計算書について（国分一号幹線排水路改修事業費）

令和６年度海老名市公共下水道事業会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により報告する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

令和６年度海老名市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	
1　資本的支出	1　建設改良費	国分一号幹線排水路改修事業費	892,000,000	270,000,000	0	270,000,000	100,452,000	169,548,000	169,548,000	90,000,000	79,500,000	48,000	－
合計			892,000,000	270,000,000	0	270,000,000	100,452,000	169,548,000	169,548,000	90,000,000	79,500,000	48,000	－

報告第４号

繰越明許費繰越計算書について（健康管理システム標準化作業委託ほか２７件）

令和６年度海老名市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

令和６年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	1　総務管理費	健康管理システム標準化作業委託	43,200,000	43,200,000	0	0	0	43,199,200	800
2　総務費	1　総務管理費	（仮称）海老名市文化交流拠点整備第１期基本計画策定業務委託	11,320,000	11,320,000	0	0	0	11,320,000	0
2　総務費	3　戸籍住民基本台帳費	戸籍上の氏名振り仮名記載対応業務	20,475,000	20,475,000	0	20,475,000	0	0	0
3　民生費	1　社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金支給事業	473,951,000	90,589,345	0	88,480,000	0	0	2,109,345
3　民生費	1　社会福祉費	障がい福祉システム改修業務委託	12,238,000	12,238,000	0	4,400,000	0	7,837,000	1,000
3　民生費	2　児童福祉費	海老名市立柏ケ谷保育園空調改修工事	48,730,000	32,299,000	0	0	25,900,000	0	6,399,000
3　民生費	2　児童福祉費	海老名市立中新田保育園既存棟外装改修工事	72,468,000	47,965,000	0	0	46,400,000	0	1,565,000
6　農林水産業費	1　農業費	本郷地区農作業道整備工事	65,300,000	65,274,000	0	37,450,000	25,000,000	0	2,824,000
7　商工費	1　商工費	オフィスビル等入居奨励補助金	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
7　商工費	1　商工費	企業立地促進事業奨励金	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	市道１号線整備方針検討業務委託	23,100,000	20,343,000	0	0	0	0	20,343,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	市道１号線脇法面補強工事	22,500,000	22,154,000	0	0	22,100,000	0	54,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	（仮称）上郷河原口線関連道路新設工事	30,230,000	30,230,000	0	0	27,200,000	0	3,030,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	（仮称）上郷河原口線道路新設工事（北側側道部）	86,140,000	86,140,000	0	0	77,600,000	0	8,540,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	市道３３２号線拡幅整備事業に係る用地取得及び補償等	97,957,000	95,978,000	0	16,881,000	64,400,000	0	14,697,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	市道３３２号線拡幅整備事業に係る用地取得及び補償等（その２）	34,078,000	34,078,000	0	8,000,000	21,500,000	0	4,578,000
8　土木費	4　都市計画費	木造住宅耐震化促進関係補助金	2,790,000	2,177,000	0	789,000	0	0	1,388,000
8　土木費	4　都市計画費	海老名市地域公共交通協議会負担金	374,944,000	374,944,000	0	0	303,500,000	53,000,000	18,444,000
8　土木費	4　都市計画費	市道４０３号線交差点改良に係る補償調査委託	6,000,000	6,000,000	0	0	0	6,000,000	0
9　消防費	1　消防費	大谷北二丁目防火水槽用地舗装及びフェンス設置工事	6,303,000	6,303,000	0	0	0	0	6,303,000

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
１０教育費	2　小学校費	東柏ケ谷小学校ほか５校屋内運動場大規模改修工事	1,136,108,000	1,000,521,000	55,000,000	120,126,000	646,200,000	0	179,195,000
１０教育費	2　小学校費	柏ケ谷小学校自動火災報知設備改修工事	10,429,000	10,429,000	0	3,836,000	6,500,000	0	93,000
１０教育費	3　中学校費	大谷中学校ほか１校屋内運動場大規模改修工事	449,433,000	449,433,000	0	87,343,000	361,800,000	0	290,000
１０教育費	3　中学校費	有馬中学校校舎外装改修工事	322,600,000	209,607,000	0	67,333,000	142,200,000	0	74,000
１０教育費	3　中学校費	海老名中学校自動火災報知設備改修工事	9,167,000	9,167,000	0	3,372,000	5,700,000	0	95,000
１０教育費	3　中学校費	海西中学校屋内運動場大規模改修工事	210,750,000	210,750,000	0	41,042,000	169,600,000	0	108,000
１０教育費	5　保健体育費	海老名運動公園再整備計画改定業務委託	14,000,000	14,000,000	0	0	0	0	14,000,000
１０教育費	5　保健体育費	（仮称）河原口高水敷スポーツ・コミュニティ広場整備設計委託	48,444,000	33,900,000	0	0	12,300,000	0	21,600,000
合計			3,645,655,000	2,952,514,345	55,000,000	499,527,000	1,957,900,000	121,356,200	318,731,145

報告第５号

公共下水道事業会計予算繰越計算書について（汚水管渠整備事業費ほか１件）

令和６年度海老名市公共下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により報告する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

令和６年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額　　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1　資本的支出	1　建設改良費	汚水管渠整備事業費	496,857,000	287,040,553	90,000,000	25,400,000	34,600,000	30,000,000	119,816,447	－	マンホール継手部耐震化工事、マンホール蓋交換工事 国の補正予算に伴う補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施するため
1　資本的支出	1　建設改良費	雨水管渠整備事業費	469,086,000	207,992,812	47,700,000	32,700,000	15,000,000	0	213,393,188	－	河原口排水区230号排水路改修工事 国の補正予算に伴う補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして実施するため ※不用額のうち169,548,000円は継続費逓次繰越
合計			965,943,000	495,033,365	137,700,000	58,100,000	49,600,000	30,000,000	333,209,635	－	

報告第６号

事故繰越し繰越計算書について（海老名市立有鹿小学校用地取得）

令和６年度海老名市一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定により報告する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

令和６年度海老名市一般会計事故繰越し繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
１０ 教育費	２　小学校費	海老名市立有鹿小学校用地取得	57,455,590	0	57,455,590	0	57,455,590	5,100,000	0	51,700,000	0	655,590	土地売買契約締結に時間を要し、所有権移転登記を年度内に行うことができなかったため 登記：令和７年４月10日
合計			57,455,590	0	57,455,590	0	57,455,590	5,100,000	0	51,700,000	0	655,590	

議案第４５号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に鑑み、部分休業制度及び子育て部分休暇制度の拡充等を図りたいため

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項」を「から第３項まで及び第５項」に改める。

第１６条の表第５条第２項、第４項及び第６項の項中「、第４項及び第６項」を削り、同項の次に次のように加える。

第５条第４項及び第６項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする

第２２条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２３条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「第１７条」を「第１７条の２第１項」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２３条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それ

ぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２３条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２３条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

（２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２３条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２４条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２５条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２５条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「第１９条の２」を「第１９条の３第１項」に改める。

第１７条の３第１項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条中第３項を第６項とし、第２項を第５項とし、第１項の次に次の３項を加える。

２　前項の子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、規則で定める１年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするか任命権者に申し出るものとする。

（１）　１日につき２時間を超えない範囲内

（２）　１年につき規則で定める時間を超えない範囲内

３　前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

４　第２項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第１項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

第１９条の３を第１９条の４とし、第１９条の２中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１９条の３とし、第１９条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１９条の２　任命権者は、海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１２号。以下「育休条例」という。）第２６条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出

職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）　育休条例第２６条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は同年７月１日から、附則第４項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例第２３条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

３　職員は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第１７条の３第１項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれかの範囲内で子育て部分休暇（同条第１項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新条例第１７条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに承認の請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第１項の規定による承認の請求とみなす。

４　任命権者は、施行日前においても、新条例第１９条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第４６号

海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正について

海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

介護保険運営協議会に臨時委員及び部会を設置したいため

海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険運営協議会条例（平成１２年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同条第２号中「介護保険事業計画」を「前号に規定する計画」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

（２）　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画その他高齢者福祉に関する計画の策定に関する事項

第４条第２項第２号中「（平成９年法律第１２３号）」を削る。

第９条を第１１条とし、同条の前に次の１条を加える。

（部会）

第１０条　運営協議会は、第３条各号に掲げる所掌事項の審議のために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　前項の部会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

第８条を第９条とし、第７条第２項中「過半数の委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数」に改め、同条第３項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第８条とする。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（臨時委員）

第６条　第４条に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、運営協議会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、第１項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解任されるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第２介護保険運営協議会委員の項中「介護保険運営協議会委員」の次に「（臨時委員を含む。）」を加える。

議案第４７号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

国の公定価格の改正に伴い、副食費の上限額を改めたいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成２７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「４，８００円」を「４，９００円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４８号

物品の取得について（北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール））

北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

記

１	契約の目的	北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール）購入
２	物品名及び数量	移動式バスケットゴール　２対
３	契約の方法	条件付一般競争入札による契約
４	契約金額	一金２０，２９５，０００円
５	契約の相手方	神奈川県厚木市中町三丁目１２番７号 有限会社イシケンスポーツ本店 代表取締役　石川　政彦

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール）購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和７年５月８日
落札決定日	令和７年５月１３日
入札回数	１回
設計金額	20,900,000円（税込み）
予定価格	20,900,000円（税込み）
落札金額	20,295,000円（税込み）
うち消費税相当額	1,845,000円
落札者	神奈川県厚木市中町三丁目１２番７号 有限会社イシケンスポーツ本店 代表取締役　石川　政彦

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
有限会社イシケンスポーツ本店 代表取締役　石川　政彦	神奈川県厚木市 中町三丁目１２番７号	18,450,000 (20,295,000)
株式会社ミヤダイ中央社 代表取締役　宮台　俊郎	神奈川県海老名市 今里一丁目１１番１号	18,785,000 (20,663,500)
株式会社かながわ体育 代表取締役　加藤　治巳	神奈川県厚木市 水引一丁目８番８号	18,860,000 (20,746,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

北部公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール）

購入概要

品　　目　バスケットゴール台（パラレルゴール２１　セノー株式会社製）

用　　途　バスケットボール競技に使用するバスケットゴール台

製品番号　ＤＡ０７１１０３

質　　量　１，３８０ｋｇ

電　　源　ＡＣ１００Ｖ

消費電力　５５０ＶＡ

議案第４９号

物品の取得について（化学消防ポンプ自動車Ⅱ型）

化学消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

記

１　契約の目的　　化学消防ポンプ自動車Ⅱ型購入
２　物品名及び数量　化学消防ポンプ自動車Ⅱ型　１台
３　契約の方法　　条件付一般競争入札による契約
４　契約金額　　一金８５，４７０，０００円
５　契約の相手方　　東京都八王子市中野上町二丁目３１番１号
日本機械工業株式会社　本社営業部
部長　山下　康弘

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

化学消防ポンプ自動車Ⅱ型購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和７年５月８日
落札決定日	令和７年５月１３日
入札回数	１回
設計金額	85,756,220円（税込み）
予定価格	85,756,220円（税込み）
落札金額	85,470,000円（税込み）
うち消費税相当額	7,770,000円
落札者	東京都八王子市中野上町二丁目３１番１号 日本機械工業株式会社　本社営業部 部長　山下　康弘

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
日本機械工業株式会社　本社営業部 部長　山下　康弘	東京都八王子市 中野上町二丁目３１番１号	77,700,000 (85,470,000)
日本ドライケミカル株式会社　車輌営業部 部長　青山　有雄	東京都北区 田端六丁目１番１号	77,800,000 (85,580,000)
小川ポンプ工業株式会社　東京事務所 所長　猶原　浩司	東京都大田区 大森東五丁目３４番９号 ウィステリア大森東２０１	77,850,000 (85,635,000)
ジーエムいちはら工業株式会社　東京営業所 所長　真舘　知誉	東京都台東区 浅草橋五丁目４番２号 横山ビル	77,900,000 (85,690,000)
株式会社野口ポンプ製作所 代表取締役　野口　和秀	東京都墨田区 菊川一丁目１３番１４号	77,900,000 (85,690,000)
株式会社ナカムラ消防化学　東京営業所 所長　家元　昭	東京都葛飾区 小菅四丁目２１番７号 吉田第２ビル１０４	77,910,000 (85,701,000)
株式会社モリタ　東京支店 支店長　山北　忠司	東京都港区 芝五丁目３６番７号 三田ベルジュビル１９階	77,960,000 (85,756,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

化学消防ポンプ自動車Ⅱ型

仕様

車　　両	化学消防ポンプ自動車Ⅱ型
エンジン形式	ディーゼルエンジン
総排気量	５，１００ｃｃ以上
最高出力	２４０ＰＳ以上
変速装置	オートマチックトランスミッション
駆動方式	２輪駆動
全　　長	７，３００mm以下
全　　幅	２，３５０mm以下
全　　高	３，１００mm以下
乗車定員	６名

議案第５０号

物品の取得について（令和７年度教育用タブレット端末等）

令和７年度教育用タブレット端末等の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

記

１	契約の目的	令和７年度教育用タブレット端末等購入
２	物品名及び数量	教育用タブレット端末等　３，７７７セット
３	契約の方法	随意契約
４	契約金額	一金１７６，５７４，７５０円
５	契約の相手方	神奈川県厚木市中町二丁目６番２４号三成ほていやビル 株式会社有隣堂　厚木営業所 所長　石井　義孝

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

令和７年度教育用タブレット端末等購入概要

１　契約の相手方について

国のＧＩＧＡスクール構想における「児童生徒１人１台端末」の更新については、都道府県の共同調達により行うことが推奨されている。そのため、神奈川県が実施した入札において落札決定した者と市との間で随意契約により契約を締結するもの

２　契約名　　令和７年度教育用タブレット端末等購入

３　納入場所　市内全小学校ほか

４　納入期限　令和７年９月３０日

５　購入機器の概要

ｉＰａｄ	
ＯＳ	ｉＰａｄＯＳ
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備していること。
Ｗｉ－Ｆｉ通信機能	ＩＥＥＥ　８０２．１１ａ／ｂ／ｇ／ｎ／ａｃ／ａｘ　に準拠した無線ＬＡＮ機能を内蔵すること。
バッテリー	８時間以上の駆動時間を有すること。
カバー	
形態	本体カバー及びスタンド機能を兼ねるもの
強度	米軍調達基準（ＭＩＬ－ＳＴＤ－８１０）が示す耐久性に準拠した落下保護検証がされていること。

議案第５１号

工事請負契約の変更について（市道３号線斜面地安全対策工事）

市道３号線斜面地安全対策工事について、下記のとおり変更契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１３号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

記

１　契約の目的　　市道３号線斜面地安全対策工事

２　契約の方法　　条件付一般競争入札による契約（原契約）

３　契約金額　　「２７０，８６４，０００円」を

「２３９，９９３，２００円」に変更する。

４　契約の相手方　神奈川県横浜市中区太田町４丁目４７番地

ライト工業株式会社　横浜営業所

所長　佐藤　樹一

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を変更したいため

参考資料

工事請負契約の変更について

１　工事件名　市道３号線斜面地安全対策工事

２　工事場所　海老名市国分北三丁目地内

３　契約期間　令和５年９月２９日から令和８年２月２７日まで

４　設計金額　変更前：　307,769,000円（税込み）

変更後：　266,673,000円（税込み）

差　額：　-41,096,000円（13.35％減）

５　契約金額　変更前：　270,864,000円（税込み）

変更後：　239,993,200円（税込み）

差　額：　-30,870,800円（11.40％減）

６　変更理由

（１）　仮設工の内容変更

交通渋滞及び周辺住民等への影響に鑑み、一部の区間において仮設工の内容を変更し、片側交互通行規制の時間を終日から現場稼働時のみとするため

（２）　インフレスライド条項の適用

契約の相手方から、工事請負契約約款第２６条第６項（インフレスライド条項）の規定に基づく請負金額の変更請求があり、労務単価等の変動を反映するため

議案第５２号

市道の路線認定について（市道２７７４号線）

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和７年５月３０日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を認定したいため

市道の路線認定

図No.	路線名	起点／終点	幅員（m）	延長（m）
1	２７７４	中央四丁目1363番２地先 ～ 中央四丁目1368番１地先	6.00 ～ 12.00	60.02

参考資料

案 内 図

図No.1

【認定理由】
市道２７７４号線：開発事業による道路新設に伴う認定

令和７年度海老名市一般会計補正予算（別冊）

議案第５３号　令和７年度海老名市一般会計補正予算（第２号）

令和７年第２回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期１９日間

月　日	曜日	種　別	内　　容	開 議 時 刻
５月３０日	金	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前９時３０分
６月５日	木	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前９時
６月６日	金	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
６月９日	月	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
６月１１日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
６月１２日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
６月１３日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
６月１７日	火	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前９時３０分